



Tax Watch Update

Issue No. 10

2011年12月

| | |
|-----------|---|
| 法人所得税 | 2 |
| 付加価値税 | 3 |
| 関税及び通関手続き | 4 |
| 外国契約者税 | 5 |
| 個人所得税 | 6 |

概要

- ▶ 寄付金の調達機能を有しない組織を通じて寄付した寄付金は課税所得を計算する際に控除不可能費用として扱われます。
- ▶ 海外で納付した法人所得税額はベトナムに於ける法人所得税額を計算する際に控除可能な費用として認められますが、控除額はベトナム規則を根拠にして計算した法人所得税額を超えてはいけません。
- ▶ 土地使用权譲渡にかかる出資金譲渡所得は土地使用权譲渡所得として申告し、納税しなければなりません。
- ▶ 資金譲渡媒介顧問契約による費用は法人所得税を計算する際に譲渡費用として認められます。
- ▶ 譲渡価格、譲渡費用が独立企業間価格に該当しない場合、税務当局は税金賦課を実施する権限を有する。

法人所得税 (CIT)

寄付金は課税所得を計算する際に控除不可能

税務総局の2011年10月17日付け0L3695/TCT-CSにより、在越日本大使館を通じて、地震・津波への寄付金など寄付金の調達機能を有しない組織を通じて寄付した寄付金は課税所得を計算する際に控除不可能費用として扱われます。

海外で納税した法人所得税はベトナムに於ける課税所得を計算する際に控除可能

税務総局の2011年10月07日付け0L3573/TCT-CSにより、ベトナムに於いて、海外への貸付金の利息からの所得に対する法人所得税は25%の税率で課税されます。法人所得税を計算する際に、事業体は海外で納付した税額を控除できるが、控除額はベトナム規則を根拠にして計算した法人所得税額を超えてはいけません。

土地使用权譲渡にかかる出資金譲渡所得に対する法人所得税

税務総局の2011年10月07日付け0L3574/TCT-CSは2007年に実施した土地使用权・土地リース権の譲渡にかかる出資金譲渡に対する税制をガイダンスしました。従って、組織・個人は資産に繋がる出資金を譲渡する時に、Circular 134 のC部に規定する土地使用权・土地リース権の譲渡所得に対する法人所得税を納税しなければなりません。

資金譲渡媒介の顧問費

税務総局の2011年09月30日付け0Lにより、資金譲渡媒介顧問契約による費用は譲渡活動が現行法に適合する場合、資金譲渡活動に対する法人所得税を計算する際に譲渡費用として認められます。譲渡費用は適切なインボイス、証憑書類がなければなりません。

本0Lも譲渡活動の譲渡価格、譲渡資金の購入価格、譲渡費用が独立企業間価格に該当しない場合、税務当局は税務法に従って税金賦課を実施する権限を有すると確認しました。

概要

- ▶ 事業者が勝手に輸出加工区以外に倉庫をリースして輸出品を保管するが、通関当局に通知しないことは輸出加工企業に対する通関管理規則に違反します。天災・火災で損害した場合、損害した輸出品生産向け輸入原材料に対するVAT、輸入税は免税されません。
- ▶ OL 15514/BTC-TCTは現地に於ける輸出品に対するVAT率0%を適用する具体的な要件を規定しました。

付加価値税 (VAT)

損害された輸出加工企業の輸出品生産向け輸入原材料に対する VAT

規則により、商品を非関税地区に出入りした時に、通関手続きを遂行し、通関当局の管理、検査を受けなければなりません。従って、税関総局の2011年11月3日付けOL 5510/TCHQ-TXNKにより、事業者が勝手に輸出加工区以外に倉庫をリースして輸出品を保管するが、通関当局に通知しないことは輸出加工企業に対する通関管理規則に違反します。

輸出加工区以外に保管する商品が火災で損害した場合、輸出加工企業は損害した輸出品生産向け輸入原材料に対するVAT、輸入税を免税されません。理由は通関当局は輸出加工企業に対する当該商品の所有権を確認するための根拠を持っていないためです。

現地に於ける輸出品に対する VAT 率 0%

2011年1月12日に財務省は現地に於ける輸出品に対するVATに関するOL 1135/BTC-TCTを発行しました。しかし、当該OLはVAT率0%を適用する要件を詳細に規定しませんでした。

2011年11月16日に財務省はOL 15514/BTC-TCTを発行して現地に於ける輸出品に対するVAT率0%を適用する具体的な4要件を規定しました。詳細は弊社の11月のTax Alertをご参照してください。

概要

- ▶ 輸入品に対する課税価値は運賃、保険料（もし有る場合）を含める、最初の輸入口までの価格となります。
- ▶ ベトナム企業は外国企業から受託してその他ベトナム企業と加工契約を締結してはいけないが、外国企業と加工契約を締結して、その他ベトナム企業に再加工を依頼できます。
- ▶ 輸出加工区で活動するが輸出加工企業ではない事業者の出入り商品は輸出加工区の通関当局に管理されます。事業者は輸出加工区の通関支局或いは出入国地点の通関支局で直接に輸出手続を遂行します。通常的事業者（輸出加工企業ではない）用税制を適用します。

関税及び通関手続き

輸入品に対する課税価値

2011年11月7日に発行した財務省のOL14998/BTC-TCHQは輸入品に対する課税価値が、輸出国から輸入口までの運賃、保険料（もし有る場合）など関連費用を含む、最初の輸入口までに支払われた実際の価格、であると明記しました。鉄道で輸入される商品に対しては最初の輸入口は契約に記載される到着駅となります。

外国商人への加工活動に対する通関手続き

2011年10月26日に税関総局はOL5337/TCHQ-GSHQを発行してベトナム企業は外国企業からの委託を受託してその他ベトナム企業と加工契約を締結してはいけないと明記しました。外国企業への加工に関する規則を遵守するために、ベトナム企業は以下の方法で実施することができます。

- ▶ ベトナム企業は外国企業と加工契約を締結して、その他ベトナム企業に再加工を依頼する。
- ▶ 外国企業と加工契約を締結するベトナム企業は契約通知、原材料輸入、加工用原材料の使用標準、製品輸出及び通関当局との加工契約を修了する手続きなどを遂行する責任を負います。

輸出加工区に活動するが輸出加工企業ではない事業者の商品に対する通関手続き

2011年10月18日付け税関総局のOL5158/TCHQ-GSHQは輸出加工区で活動するが輸出加工企業ではない事業者の出入り商品に対する通関手続きを以下にガイダンスしました。

- ▶ 国内売買商品に対する商品：事業者は輸出加工区のゲート管理通関に国内企業との売買商品のインボイスを提出すると共に、当該商品は輸出加工区の通関当局に管理されます。
- ▶ 外国に輸出する商品に対する商品：事業者は輸出加工区の通関支局或いは出入国地点の通関支局で直接に輸出手続を遂行します。通常的事業者（輸出加工企業ではない）用税制を適用します。

概要

- ▶ 外国訓練組織はベトナム国内に訓練サービスを提供する場合、5%の法人所特税が課税されるが、VATを課税されません。

外国契約者税

訓練サービスに対する外国契約者税

2011年10月19日付け 0L3751/TCT-HTQT により、ベトナム国内に訓練サービスを提供する訓練組織である外国契約者はベトナムに於いて 5%の法人所特税が課税されます。当該訓練サービス業がベトナムに恒久的施設を有する場合、VAT を課税されません。

個人所得税

ベトナム国内で就労する外国人の雇用と管理に関するガイドンス

概要

- ▶ ベトナム国内で就労する外国人の雇用と管理に関する新ガイドンスに従って、労働許可証の発行手続きは更に厳密になった。
- ▶ Circular 31は「外国契約者が活動している人民委員会は外国人労働者の雇用を承認する以前に、ベトナム労働者の雇用を支援する」と要求する。
- ▶ 毎年、定期的に12月15日以前に、労働使用者は翌年度の外国人労働者の雇用・使用の需要を登記しなければなりません。
- ▶ 1年間に3ヶ月以上の臨時的雇用契約者の個人所得税源泉は累進課税方法で実施します。
- ▶ 2012年1月1日より、労働使用者及び労働者の社会保険料率は1%増加になる。

2011年11月03日に、労働傷病兵社会福祉省は Decree 34/2008/ND-CP 及びベトナム国内で就労する外国人の雇用と管理を規定する Decree 34/2008/ND-CP の一部条項を修正、補足する Decree 46/2011/ND-CP の一部条項の詳細施行を規定する Circular 31/2011/TT-BLDTBXH を発行しました。Circular 31は2011年12月18日より発効となり、Circular 08/2008-BLDTBXH を取って代わります。

労働許可証の発行・延長申請の書類

外国語の労働許可証の発行申請書類に対する公証、合法化はベトナム法律に基づいて行なわなければなりません。

労働許可証の延長申請書類は複雑ではありません。但し、労働契約に基づき就労する外国人を除きます。この場合、労働使用者は外国人が担当している職務を交代するために、ベトナム労働者に業務勉強契約或いは訓練契約と締結しなければなりません。詳細はベトナムの労働法の第132.1条をご参照してください。

外国契約者に対する厳密な規則

Circular 31はベトナムに於ける外国籍業者の外国人労働者雇用に対する厳密な規則を確認しました。Circularにより、外国籍業者が活動している人民委員会の会長は外国人労働者の雇用を承認する以前に、ベトナム労働者の雇用を支援する必要があります。当該規則の実施は困難に会うし、時間がかかると判断されます。

Decree 46の有効日以前に落札された外国契約者は Circular 31の発効日より30日間以内にベトナム労働者と外国人労働者の状態を報告しなければなりません。

労働許可証の免除要件追加

留意すべき点は労働許可証の免除は自動的に適用されません。労働許可証を免除されるために、外国人労働者は所定書類（無犯罪証明、病院の健康診断書、合法化された専門資格又は専門的経験の証拠）を労働傷病兵社会福祉省に提出しなければなりません。特に上記の規則は以下のケースに適用します：

- ▶ 3ヶ月以下就労するために、ベトナムに入国する外国人；
- ▶ 2人メンバー以上責任有限会社のメンバーである外国人；
- ▶ 1人メンバー責任有限会社のメンバーである外国人；
- ▶ 株式会社の取締役会の役員である外国人。

Circular 31 は 3 ヶ月の期間とは連続期間で入国日からその後三回目の月の当該日を 1 日マイナスする日までと明確に規定します。

但し、工商省はベトナムが WTO と締結した分野に活動している事業体の内部異動外国人に対する労働許可証の免除手続きに関する詳細ガイダンスを発行していません。

留意：商業駐在事務所の所長は労働許可証を有しなければなりません。

雇用登記

毎年、定期的に 12 月 15 日以前に、労働使用者は翌年度の外国人労働者の雇用・使用の需要を登記しなければなりません。

毎月、労働傷病兵社会福祉所は地方の輸出国の管理機関に労働許可証状況を報告する責任を負うし、公安省に免除される場合を除き、労働許可証を有しない外国人労働者を強制送還すると請求します。

上記に従って、検査・強制送還されることを避けるために、外国人労働者を使用する事業体は（外国契約者とベトナムパートナーも含める）Circular 31 を遵守すると共に、労働傷病兵社会福祉所に提出する関連報告・様式の締め切り日を注意する必要があります。

臨時的労働契約者の個人所得税源泉

2011 年 10 月 14 日に、税務総局は 0L3667-2011-TCT を発行して雇用契約者に対する個人所得税源泉をガイダンスしました。従って、臨時的雇用契約（期間が 3 ヶ月以下契約）を数回締結して、合計雇用期間が 3 ヶ月以上から 12 ヶ月以下までになる場合、個人所得税は 5%から 35%までの累進課税となります。

外個人労働者の子女の授業料

2011 年 10 月 18 日に、税務総局は 0L8965/CT-TTHT を発行して、ベトナムの税務上の居住者であり、取締役員、副社長であるが、労働使用者と労働契約を締結しない外国人労働者の子女の授業料は外国人労働者の個人所得税を計算する際に控除不可能な費用と規定しました。

社会保険料率

2006 年保険法の第 91 条の 1 項及び第 92 条に従って、2012 年度及び 2013 年度に、労働使用者と労働者は基本給を根拠にして毎月の以下の比率で社会保険料を納めなければなりません。

- ▶ 労働使用者 : 17%
- ▶ 労働者 : 7%

そこで、事業体は 2012 年 1 月 1 日より上記の比率を留意して、社会保険料を申告して納付する必要があります。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

| | |
|---|--------------|
| Huong Vu huong.vu@vn.ey.com | パートナー |
| Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com | ディレクター |
| Trang Pham trang.pham@vn.ey.com | ディレクター |
| Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com | ディレクター |
| The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com | ディレクター |
| 安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com | 日系企業担当マネージャー |

ホーチミン事務所

| | |
|---|----------------|
| Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com | パートナー |
| Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com | エグゼクティブ・ディレクター |
| Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com | ディレクター |
| Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com | ディレクター |
| Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com | ディレクター |
| 小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com | 日系企業担当マネージャー |

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000195

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。